



Title	アーレントの法論 : ノモス・レクス・憲法
Author(s)	志水, 凜
Citation	メタフュシカ. 2021, 52, p. 97-105
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85566
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

《研究ノート》

アーレントの法論

——ノモス・レクス・憲法

志水 凜

1. はじめに

ハンナ・アーレント（1906-1975）の政治思想は、2016年のアメリカ大統領選で表出した米国の強いナショナリズムを皮切りに、世界中に広がる感染症の災禍の下政治や国家のあり方に関心が高まる現代において、これまで以上に注目されつつある。反全体主義の思想家としてよく知られるアーレントであるが、人々の自由を掲げる一方で、伝統や権威に対して積極的に分析を行うなど、その政治思想は解放と包括の要素が複雑に織り込まれているように思われる。アーレントの思想を現代政治と照らし合わせて考えていくためには、これらの要素一つ一つがいかにしてその政治理論を作り上げているのかを丁寧に紐解いていく必要がある。

そこで本稿は、アーレントの法論に注目する。行為（action）としての政治についてはこれまで数多くの研究がなされているが、その中でも人為法と行為の関係性についてはまだ議論の余地が多く残されているだろう。法に関するアーレントの考察は、主に『革命について』（1963、以下『革命』）におけるアメリカ合衆国憲法についての分析に見られる。その憲法論についての研究は、アメリカ革命における「はじまり（beginning）」としての憲法制定という点にのみ論点が集約されることも少なくない¹。確かにアーレントの政治理論にとって、「はじまり」としての憲法創設は非常に重要であるが、一方で『革命』の最終章「革命的伝統とその失われた宝」における合衆国憲法の制度としての評価は、決して良いものではない。その合衆国憲法に対する批判は、法の役割は人々の行為を保証することである、というアーレントの法論に由来するものである。このようなアーレントの法論を構成する諸要素はどのようなものか、そして行為と法がその理論においてどのように関わり合っているかを検討することが本稿の趣旨である。

本論は以下のように議論を進める。まず第2節では『革命』で論じられる憲法制定における絶

¹ Honig（1991）ではアーレントとデリダのアメリカ合衆国憲法論が比較されているが、アーレントの憲法論については創設行為の行為遂行性についての言及が多く、アーレントの考える法の役割については触れられていない。

対者の問題について、フランス革命とアメリカ革命とを比較することで確認する。続く第3節で、アーレントが絶対者の問題を回避した法の例として提示した古代ギリシアのノモス（nomos）と古代ローマのレクス（lex）を取り上げ、そこからアーレントの法論における主要な要素を抽出する。そして第4節において、第3節で明らかになった法論の観点から、合衆国憲法に対するアーレントの評価について分析を試みる。

2. 憲法制定に関する絶対者の問題

アーレントの法論の基本的な前提を理解するためには、『革命』でなされるフランス革命とアメリカ革命における憲法制定のプロセスの比較が有効である。その比較の中心となる論点は、権力と法の源泉の捉え方にある。ここでいう法の源泉とは「実定法に合法性を与える」（OR151-152：二四九）もので、換言すれば「権威」²である。権威は多くの場合、中世や近代においては神といった、人間の事象を超えた絶対者を由来としていた³。フランス革命もアメリカ革命も、それぞれ権力と法の源泉の難問に迫られ、それぞれ違った解決方法を考案した。アーレントの評価によれば、フランス革命の憲法制定は法の源泉と権力の源泉を同一のものに求めたことで失敗に終わり、一方アメリカ革命のそれは二つの源泉を分けて考えることでこれらの難問を切り抜けた。

2-1. フランス革命における国民の絶対者化

アーレントがフランス革命の憲法制定を一段と低く評価するのは、制定された憲法が非常に不安定であったからだ⁴、その憲法の不安定性の主たる要因は、権力と法の源泉を共に国民に求めたことにある⁵。権力の源泉と法の源泉は同一である、という発想は、古くはローマ帝国の最後の数世紀に遡る絶対主義を由来としており、絶対者は「法を免除された権力（a potestas legibus soluta）」であった⁶。「国民が王の靴をはいた」（OR146：二四一）と歴史家が表現するように、フランス革命は絶対主義を歴史的遺産として受け継いでいたのである⁷。フランスの革命家シエイエースによれば、絶対君主となった国民は、自らが合法性の源泉となり、「どんな実定法の支配も受けることがない」（OR153：二五〇）。したがって、国民は権力を持つだけでなく、法の源

² 「権威（authority）は、これらの現象にかんして最もとらえどころがなく、それゆえ述語としては最も頻繁に濫用されているが、権威は人間に付与されることもあり……また、たとえばローマの元老院……や教会の聖職位階制における職……のような役職に付与されることもある。権威は、それに従うように求められた者が疑問を差し挟むことなくそれを承認することによって保証されるのであって、強制も説得も必要ではない」（CR144：一三四―一三五）。なお、以下アーレントの一次文献についての引用ページ数は原書と邦訳書を併記し、文献の略号の後に原書のページ数をアラビア数字、邦訳書の頁数を漢数字で表す。邦訳については必要に応じて一部改訳を施している。

³ 例えば、絶対主義体制下では「一般的には支配の正統性、特殊的には世俗的な法と権力の権威は、それ自体は現世的なものではない或る絶対的な源泉に結びつけられていつも正当化されてきた」（OR151：二四八）。

⁴ 「権力の欠如とそれに伴う権威の欠如は、絶対王政の廃止以来、ほとんどすべてのヨーロッパ諸国の立憲政府の呪いとなっている。そして、1789年から1875年までにフランスでつくられた憲法は14もあり、そのため、憲法という言葉が嘲笑の種になっている」（OR137：二二八）。

⁵ cf. OR156：二五五。

⁶ cf. OR147：二四二。

⁷ cf. OR146：二四二。

泉でもあるということになる。

こうした絶対主義の踏襲——いわば「人民の神格化」(OR175:二九六)は、法の合法性を担保する権威および権力を共に失うことになったのだが、『革命』ではシエイエースの理論がその例として挙げられている。シエイエースは、憲法制定権力(pouvoir constituant)と憲法によって制定された権力(pouvoir constitué)を区別し、憲法制定権力の根源として国民の意志を掲げた。しかしアーレントにとって、国民の意志は「定義上、絶えず変化するものであり、それを土台として建てられた構造物は、浮砂の上に乗っているようなものである」(OR154:二五三)。アーレントによれば、国民の意志は不安定であるがゆえに、フランス革命の人々が目指していたような神のごとき絶対的な合法性の根源とはなり得なかった。そしてさらに、憲法制定権力を制定する根源が揺らいでいる以上、それによって制定される憲法および憲法によって制定された権力もその正統性は失われる。

以上のように、まずフランス革命の人々は、絶対主義を受け継いでいた以上、絶対者は権力と法の源泉となるという前提を何の疑いもなく受け入れていた。そして、その神に代わる絶対者を見つけ出すことが不可能であったために、安定した憲法を制定できなかった。

2-2. アメリカ革命のローマ的解決

一方、アーレントによれば、アメリカ革命の憲法制定が成功したのはアメリカの建国者たちが法と権力の源泉を分けて考えたからであった。フランス革命と同様、権力の所在は人民にあったが、アメリカ革命の人々にとって権力とは「人びとが集まり、約束や契約や相互誓約によって互いに拘束しあうばあいを実現するもの」(OR173:二九四)であり、「互いを信頼し、ふつうの人びとを信頼する」(OR173:二九五)ものであった。そうした権力に対する考え方によって、アメリカ革命では憲法制定権力の根源を探ることなく憲法の制定に至ることができた。一方、アメリカ憲法や独立宣言の前文には、「自然法」や「自然の神」(OR182:三〇六)、「自明の真理」(OR184:三〇九)という言葉が見られるように、アメリカの創設者たちも法の合法性の源泉としての絶対者を要求していることがわかる。しかしながら、アメリカ合衆国憲法において法の安定性を保証する絶対者の役割を果たしたのは、「不滅の立法者に対する信仰とか、……独立宣言の前文に挙げられている真理の疑わしい自明性でさえなく、実際は創設の行為そのものが含んでいた権威であったと結論したくなる」(OR191:三一八-三一九)とアーレントは述べている。こうした相互の契約において実現する権力や、創設の行為そのものが絶対者的な権威となったというのは、アーレントの古代ローマの政治観⁸の分析とうまく重なり合う。アーレントによれば、アメリカ革命は古代ローマ的な方法によって、フランス革命が陥った神的な絶対者の問題を回避することができたのだ。

フランス革命とアメリカ革命の各々の憲法制定に対するアーレントの評価基準を一言で表せ

⁸ ローマの権威は「はじまり」としてのローマ建国に由来し、政治的領域で権威を持っていた元老院は「船の底荷のように、物事をつねに正しい均衡のもとに保つ中心の重み」(BPF123:一六八)として機能していた。ローマの相互契約については本論第3節以下を参照。

ば、中世から近代にかけて政治的領域を支配してきた法解釈からの脱却を果たしたか否か、ということになるだろう。宗教が政治的領域に強い影響力を持っていた時代における法解釈は、「ヘブライに起源をもつものであり、モーゼの十戒によって与えられた」(OR181:三〇五-三〇六)のものであり、絶対者である神によってその法の安定性は保たれていた。しかし政治的領域が世俗化したことで、神に代わる絶対者の所在を探し出すという困難に陥り、結果としてフランス革命の憲法制定は失敗に終わった。こうした憲法制定の評価からして、アーレントの法論には絶対者に頼ることのない法のあり方を模索していく、という前提があるといえるだろう。そしてこの法論の前提は、アーレントの政治理論が命令者と服従者、支配者と被支配者という伝統的な政治モデルとは異なるモデルを目指しているという点とも少なからず共鳴している。

3. アーレントにおける法とは？

本節では、アーレントが絶対者の問題に悩まされたことがなかった⁹ 例として提示する古代ギリシアにおける法(nomos)と古代ローマにおける法(lex)を扱う。アーレント自身の説明において、両者の性質や役割はいくつか異なる点があり、それらの要素をどこまで自身の法解釈として取り入れたかについては意見が分かれるところであろう¹⁰。しかし本稿では、中世や近代の宗教的な法解釈とは異なる法のあり方として、主に『政治的約束』(2005)に見られるアーレントの法論に依拠しながら、その全体像をつかむことを試みる。

3-1. 古代ギリシアのノモス(nomos)

法の合法性の源泉となる絶対者を回避したとされる一つ目の例は、古代ギリシアにおけるノモス(法)である。ノモスは自然を表すピュシス(physis)の反義語であり、元来人工的で人為的なものを意味し¹¹、人々の慣習的な決まりごとや規則、ポリスに根付いた慣習法を示す言葉であった。アーレントが述べるノモスの特徴は大きく2つある。まず一つは、ノモスは政治的行為に先立った空間を作り出す、ということである。

つまり法は、言葉と行いが行き交うやり取りの中で人間と人間の間に生起するものでは決してなく、それゆえ、それ自身が政治的舞台に属するものではなく、むしろ本来的に立法者によって着想されるものであり、それ自身が政治的領域に取り入れられる以前に、まず存在していなければならないものなのである。そういうものとして、法は前政治的ではある……。 (PP180:三一〇-三一―)

ギリシア人にとってノモスは政治的行為の前にすでに存在しているものであって、いわば行為を

⁹ cf. OR178:三〇〇。

¹⁰ Breenによれば、古代ギリシアの法概念こそがアーレントの法論の主軸であり、ローマの法概念はその派生に過ぎないとする解釈もあれば、一方でその逆の解釈もある (cf. Breen (2012), p.24.)。

¹¹ cf. OR178:三〇一。

するためのフィールドや空間を形作るものとして考えられている。つまり、ノモスがなければポリスは存在することができない。さらにノモスによって作られた空間の特質として、その閉鎖性が挙げられる。

かつてヘラクレイトスは法を城壁になぞらえたものだが、その形態と境界によって識別可能な都市が誕生するには、その前にまず城壁が構築されねばならないのとまったく同じように、法は都市の住民の性格を決定し、彼らを他のあらゆる都市の住民たちから切り離して、見分けがつくようにする。……重要なのは境界を定めることであり、結びつきや連帯を形成することではない。(PP181：三一―)

ノモスは他の都市国家との区別を図るための境界線として機能していたのであり、その法の拘束力は城壁の内部でのみ有効である。

ノモスのもう一つの特徴は、人々の行為を制限する規範としての役割があることだ。アリストテレスが論じているように¹²、ノモスは慣習法として人々の行為を規制する。アーレントによれば、それはポリスに属する市民たちにとっては「主人にして命令者」(PP182：三一―)として恐れられるほどの強制力を持っており、「法はそれ以後の政治的行為と政治的相互作用すべてを構成する」(PP180：三一―)。しかしこの強制力は、市民の自由な行為と対立することはないどころか、このノモスの強制力があるからこそ、市民たちは行為することができる。それは、「最初に行為を起こした人間の予想をはるかに超える多くの事柄を相互に関連し合う運動に引き入れる」(PP187：三二〇)という行為の無制限さを抑制する機能をノモスが担っていたということである。つまりノモスは、行為という競技を行う空間でありながら、同時にそのルール¹³でもあったと言えるだろう。

3-2. 古代ローマのレクス (lex)

アーレントが依拠する法の二つ目である古代ローマのレクス(法)は、古代ギリシアのノモスとは正反対の性質を持っている。

ローマの「法 lex」の実際の意味は「持続するつながり」であり、それはたちまち「契約」——私的な市民間の契約であれ、国家間の条約としてであれ——を意味するようになったのである。したがって法は人間と人間をつなぐものであり、それは、絶対的的命令でも暴力行為でもなく、相互の同意によって生まれるものなのである。(PP178-179：三〇八)

¹² 「ところで法は、たとえば戦列を離れず、逃亡せずに武器を投げ捨てないというように勇気ある人が為すことを命じるし、またたとえば姦通せず暴行を加えないというように節制の人が為すことをも命じるし、さらには他人を殴らないとか誹謗中傷しないというように温和な人が為すことをも命じる。ほかの徳と悪徳にかんしても同様に、法は、或る事柄を命じ、別の事柄を禁じている」(『ニコマコス倫理学』p.334.)。

¹³ 「暴力について」(1969)の追録において、アーレントが実際に法を「ゲームのルール」として捉えている箇所がある (cf. CR193：一八七)。

ローマに特有の法の起源は、主に戦争における外交関係を構築することであり、基本的に二者の間の同意による条約や同盟を意味している¹⁴。争いにおいて力関係がある場面で、相互の同意がどれほど対等性を担保したものであったかはわからないが、少なくともここでアーレントが重視しているのは、互いが言論を通して関係性を築いたことである。相互の契約について言論を交わし、法を成立させることそのものが政治的行為なのであり、そこでは「双方を考慮に入れる共通の法を創設する」(PP180: 三一〇) ことが念頭に置かれていた。また、政治的領域が法の範囲内でのみ生起して持続する¹⁵ 点では古代ギリシアの法と共通するが、ノモスが境界を設けるという閉鎖性を持っていたのに対し、ローマの法は立法行為それ自体が政治的行為であるがゆえに無制限に外へと広がっていく性質を備えている。

また加えて、アーレントはこの持続するつながりとしてのローマの法を重視した思想家としてモンテスキューに言及しており、その法解釈の中核は「関係、つまり異なった実在のあいだに存在する関係」(OR180: 三〇四) であった。そうしたローマ的な法のあり方を熟知していたがゆえに、モンテスキューは「権威の絶対的源泉を必要とせず、法の絶対的妥当性という厄介な問題をもちだすことなく、「法の精神」を述べることができた」(OR181: 三〇四) という。

3-3. 法における空間性

ノモスとレクスの相違点を整理すると、大きく2点挙げられるだろう。第一に、その法の成立過程が政治的であるか非政治的であるか、という点である。アーレントの記述においては、ノモスは「一人の人間によって策定され建てられる城壁」(PP181: 三一―) である一方、レクスは言論による二者以上の契約を意味する。つまり、アーレントにとって立法行為が政治的になるか否かは、その制定方法によって変化すると言える。そして第二の相違点は、その閉鎖性と拡張性である。ノモスは境界としての役割を担っていたが、レクスは新たな関係性を次々に結んでいくという特徴があった。

これらの相違点がありながらも、両者の要素から影響を受けたアーレントの法論において最も重要な法の性質は、その「空間性」であると考えられる。空間性というのは、絶対者の法にはない性質と考えて良いだろう。というのも、神が命じる戒律は、基本的には神と私という一対一の関係を作り上げるものであり、戒律自体に人々同士の空間を作り上げる機能は備わっていないからである。

すべての法は、まずもって、その中で法が有効でいられる空間を創りだす。そしてこの空間はその中を私たちが自由に動き回ることでできる世界なのである。この空間の外部にあるものには法がない、もっと正確に言えば、世界がない。それは人間社会に関する限りでは、砂

¹⁴ ここでアーレントが想定しているローマの法は、ローマ市民にのみ適用される十二表法などの市民法 (jus civile) と、ローマが支配下に置いた土地に住む人々である非市民を含む全ての民族に対して効力を持つ万民法 (jus gentium) の二つであると考えられる。

¹⁵ cf. PP183: 三一五。

漠なのである。(PP190：三二四－三二五)

法の安定性は、すべての人事の絶え間ない変動、人々が生き且つ死ぬ間は決して已むことのあり得ない変動に対応する。法はすべての新しいはじまりを囲いに入れて守り育てると同時に、その動きの自由を、全く新しい予見不可能なものの可能性を守る。(OT465：三三二)

アーレントは法がないところでも行為が可能であるということは認めている¹⁶が、法は人々の行為を保証する空間を作り出し、その空間を持続させる機能を持っている。それゆえ、空間としての法の役割は、「それなしにはきわめて脆くはかない政治的な言葉と行為に、ある程度の安定性と形態を与える」¹⁷ ことにあると言える。この法解釈はノモスに依拠するところが大きいが、約束や契約によって結ばれた関係の間にも人々の世界が生成されると考えれば、その空間性についてレクスの要素を完全に無視することはできないだろう。加えて、ノモスが持つ命令や暴力¹⁸ といった性質に頼らずに、ローマ的な方法で空間としての法を締結するということこそ、アーレントが理想として掲げる法のあり方であって、その理想に最も近づいたのがまさにアメリカ革命だったのではないか。

4. 合衆国憲法と政治的行為

最後に、アーレントが『革命』の最終章で論じるアメリカ憲法批判を取り上げよう。アーレントは、古代ギリシアのノモス的な境界を持った国家憲法を、互いの権力を信じ合う約束というローマ的な方法で制定したアメリカ革命について賞賛した。つまりまだ憲法がなかったアメリカ大陸において、創設者たちは互いの権力について疑いを持つことなく行為し、いつの間にか形成されていた公的な空間を、憲法という形で政治的空間として保証しようとしたのである。しかしアーレントによれば、アメリカ憲法は大きな失敗を犯した。

アメリカ革命はなるほど、人びとに自由を与えはしたけれども、この自由を行使することのできる空間を与えることができなかった……積極的な意味で自由の行為であるような、「表明し、議論し、決定する」行為にたずさわる機会をえたのは、人民自身ではなくて、ただ人民の代表者だけだった。(OR227：三七九－三八〇)。

憲法制定の際には、タウン・ホール・ミーティングや州議会で人民たちが意見を交わしあってい

¹⁶ cf. HC199：三二一。

¹⁷ オーウエンズ (2014)、p. 128.

¹⁸ アーレントは、ノモスについて「その起源と本質の双方からみるならば、暴力的な部分を有している」(PP181：三一二)と述べているように、ノモスの主人的で命令者的なあり方について必ずしも肯定的ではないと思われる。というのも、アーレントの政治思想においては、暴力をいかにして権力や権威と分けて考えるかが重要であるからだ。

た¹⁹にもかかわらず、憲法制定後には人民の代表者のみが政治的に行為できるシステムしか残らなかったという。人民の政治参加の機会が代表者の政治参加にとって代わられることは、アーレントが政治的な「宝」として評価していたレクスの法制定の機会が失われたことを意味する。独立宣言の起草者の一人であるジェファソンは、人民が直接に政治参加できる区制²⁰という構想を持っていたものの、政治体制の一部として組み込むことはできなかった。

『革命』におけるアメリカ憲法への評価は、アーレントの法論に照らして以下のようにまとめることができよう。まず、アメリカ革命は国法を制定するにあたりフランス革命が囚われていた絶対者に由来する法の難題を、古代ローマに見られるやり方でうまく乗り越えた。絶対者と服従者という構図に陥ることなく、人々の約束という行為によって憲法を制定することができた点で、アーレントは高い評価を与えている。しかしアメリカ憲法は、ごく少数の代表者にしか「人々が自由に行為し、政治参加する空間」を保証することができなかった。アメリカ建国時にはあったはずの、法として守るべき宝を、アメリカ憲法は失っていたのである。

5. おわりに

ここまでアメリカ革命およびアメリカ憲法に対する評価を軸に、アーレントの法論を検討してきたが、本稿だけではまだその法論について不鮮明な点が多く残る。第一に、ノモス的な閉鎖性を持つ空間としての法と、レクスの相互契約としての法の間に、アーレントはどのくらいの距離があると考えていたのだろうか。その問題を言い換えれば、行為をするための空間内にいるプレーヤーたちは、その空間内のルールをどこまで変更することが可能なのか、ということである。Breen (2012) がアーレントの法論について批判的に論じたのは、ノモスが持つ閉鎖的な性質が、決まった人々しか参加を許さないという排除性を孕んでいる、という点であった。もしその解決策をアーレントの法論自体に見出せるとすれば、立法行為が絶対者による不変の命令ではなく、人間同士の新たな関係性を築くことができるという点であり、ここには行為論と複数性の重要性が際立ってくると言えるだろう。加えて、人々の行為の安定性を保証する城壁としての憲法は、どのくらいの強度を持っているべきものだと考えられていたのだろうか。アーレントの政治参加について現実的な視点から考察するためには、ハーバーマスの提唱する「未完のプロジェクト」などと対比しつつ、実際の政治情勢と関連付けながら検討していく必要がある。これらは、今後の研究課題として取り組んでいく。

(しみずりん 哲学哲学史・博士前期課程)

¹⁹ cf. OR136: 二二七。

²⁰ 「ジェファソンによれば、「郡を区に再分割すること」、つまり「小共和国」をつくることを要求しているのは、共和政体の原理そのものであった。そして、この「小共和国」によって「国のすべての人びと」は「共通の政府の積極の一員となり、たしかに下位のものではあるが重要な権利と義務の大部分を、完全に自分の権限の範囲内で自ら実行する」ことができるのである」(OR245: 四〇五)。

アーレントの一次文献に関する略号一覧

- OR** : Arendt, H. *On revolution*. New York: Penguin Books, 2006. [初版 1963] (志水速雄訳『革命について』、ちくま学芸文庫、1995 年)
- PP** : Arendt, H, Jerome Kohn (ed.), *The Promise of Politics*. New York: Schocken Books, 2007. (ジェローム・コーン編、高橋勇夫訳『政治の約束』、ちくま学芸文庫、2018 年)
- CR** : Arendt, H. *Crises of the Republic*. A Harvest Book 219. New York, NY: Harcourt Brace Jovanovich, 1972. (山田正行訳『暴力について：共和国の危機』、みすず書房、2000 年)
- BPF** : Arendt, H. *Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought*. New York: Penguin Books, 1993. [初版 1961] (引田隆也・斎藤純一訳『過去と未来の間』、みすず書房、1994 年)
- OT** : Arendt, H. *The origins of totalitarianism*. New ed. A Harvest book HB244. New York: Harcourt Brace Jovanovich, 1973. [初版 1951] (大久保和郎・大島かおり訳『新版 全体主義の起原』3 全体主義、みすず書房、2017 年)
- HC** : Arendt, H. *The Human Condition*. 2nd ed. Chicago: University of Chicago Press, 1998. [初版 1958] (志水速雄訳、『人間の条件』、ちくま学芸文庫、1994 年)

参考文献

- Breen, K. (2012). 'Law Beyond Command? : An Evaluation of Arendt's Understanding of Law'. *Hannah Arendt and the Law*, Marco Goldoni・Christopher McCorkindale(ed.). Hart Pub.2, pp.15-34.
- Honig, B. (1991). 'Declarations of Independence: Arendt and Derrida on the Problem of Founding a Republic'. *American Political Science Review* 85, no.1, pp. 97-113.
- パトリシア・オーウェンズ著、中本義彦・矢野久美子訳『戦争と政治の間：ハンナ・アーレントの国際関係思想』、岩波書店、2014 年
- アリストテレス著、渡辺邦夫・立花幸司訳『ニコマコス倫理学』(上)、光文社古典新訳文庫、2015 年